

京都市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第70号

京都市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

京都市公衆浴場法施行細則の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「決定等」を「決定」に改め、同条第2項を削る。

第4条第1項中「前条第2項の規定による条件を付した許可を受けた」を「一般公衆浴場（条例第2条第2項第1号に規定する一般公衆浴場をいう。以下同じ。）を新たに設置する」に改める。

第7条第2項各号列記以外の部分中「市長は」の右に「、施設の利用目的及び利用形態を考慮し」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 一般公衆浴場 前項第1号ア及びイ並びに第2号アからウまでに掲げる基準
- (2) その他の公衆浴場（条例第6条に規定するその他の公衆浴場をいう。） 前項第1号ア及びイ、第2号並びに第5号に掲げる基準

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)